

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 22 日

市内各地域包括支援センター  
各居宅介護支援事業所  
管理者 各位

東村山市健康福祉部介護保険課長  
江川 裕美

#### 緊急事態宣言発令中の給付関係の書類提出方法について

日頃より、東村山市の介護保険行政にご協力いただきまして誠にありがとうございます。  
緊急事態宣言を受けまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、市に書類をご提出いただく際は、原則 郵送で お願いいたします。

窓口でご提出いただく際には、その場での内容確認は行わず、書類の授受のみとさせていただきます。内容に関して疑義が生じた場合は、追ってこちらからご連絡を差し上げますので、その際にご対応の程よろしくお願いいたします。

#### <対象書類>

- ① 住宅改修
- ② 福祉用具購入
- ③ 軽度者に対する福祉用具貸与の届出書
- ④ 生活援助中心型の標準利用回数越え届出書
- ⑤ 短期入所サービス長期利用者理由書
- ⑥ 居宅サービス計画作成（変更）届出書
- ⑦ 過誤申立書

なお、①・②について急ぎの給付をご希望の場合は、必ずメモ等で明記してください。また、事前確認の電話連絡をさせていただく際の連絡先等が申請者と異なる場合は、連絡先のかたの名前・続柄・電話番号を記載してください。

「福祉用具貸与同一品複数貸与理由書」に関しては、必要となった際に都度作成いただき、緊急事態宣言解除後にまとめてご提出ください。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

東村山市健康福祉部介護保険課給付指導係  
042-393-5111（代表） 内線 3143～5